

○上越教育大学学校教育実践研究センター規則

(平成16年4月1日規則第27号)

最終改正 平成30年3月23日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第8条第2項の規定に基づき、上越教育大学学校教育実践研究センター（以下「学教センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学教センターは、学校及び地域社会と連携しながら、学校教育の実践に関する諸課題を把握し、大学教員、現職教員、学生及びその他の関係者と共同して、当該課題に関する臨床的・実践的・開発的研究を推進することによって、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 学教センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学校教育学部及び大学院学校教育研究科修士課程の教育実習の推進に関すること。
- (2) 臨床的・実践的・開発的研究の推進に関すること。
- (3) 学校及び地域社会との連携・支援に関すること。
- (4) 大学院学校教育研究科専門職学位課程の授業支援に関すること。
- (5) その他学教センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 学教センターは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 学校教育実践研究センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教授、准教授、講師、助教又は助手
- (3) 学教センターに兼務する教員（以下「兼務教員」という。）
- (4) 国立大学法人上越教育大学特任教員規程（平成19年規程第27号）第6条第1項第1号及び第2号に定める特任教員
- (5) その他必要な職員

2 前項第3号に掲げる兼務教員は、国立大学法人上越教育大学の教員のうちから学長が命ずるものとする。

(管理運営)

第5条 学教センターは、センター長が管理運営する。

(客員研究員)

第6条 学教センターの教育研究を推進するため、他大学の教員等を招致することができる。

2 前項の規定により招致した者を客員研究員と称する。

(研究員)

第7条 学教センターの業務を推進するため、学内及び学外の教員等を協力者としてすることができる。

- 2 前項の協力者を研究員と称する。
- 3 第1項に規定する学外の教員等のうち研究員とすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教員
 - (2) 教育委員会の指導主事等
 - (3) 前2号に準ずる外国人の研究者等
 - (4) その他センター長が適当と認めた者
（運営委員会）

第8条 センター長の諮問に応じ学教センターの運営に関する重要事項を審議するため、学校教育実践研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。
（事務の処理）

第9条 学教センターに関する事務は、教育支援課学校実習推進室において処理する。
（細則）

第10条 この規則に定めるもののほか、学教センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第6号（平成17年3月31日））

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第7号（平成19年3月1日））

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第6号（平成20年3月21日））

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 上越教育大学実技教育研究指導センター規則（平成16年規則第31号）は、廃止する。

附 則（平成22年規則第5号（平成22年1月13日））

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号（平成24年3月14日））

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第4号（平成25年3月22日））

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第8号（平成26年8月6日））

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第2号（平成27年3月5日））

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第17号（平成27年7月8日））

この規則は、平成27年7月8日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号（平成30年3月23日））

この規則は、平成30年4月1日から施行する。